

自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子2名〔第二子は原発事故後に出生〕）について、原発事故直後に避難した後、平成23年8月に自宅に一時帰宅した翌月に第二子を出産し、再び平成24年7月に避難した一連の避難の経過及び平成27年3月までの避難の継続に合理性を認め、同月までに生じた避難費用、一時帰宅費用等が賠償されたほか（ただし、申立外の元夫分を考慮し、平成26年2月分までの損害は算定額の2分の1の限度で認める。）、平成30年3月に申立人母の実家に帰還した際の引越費用、交通費等が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 平成23年分

ア 生活費増加費用及び移動費用	120万0000円
イ 精神的損害	60万0000円
ウ ガイガーカウンター購入費用	4900円

(2) 平成24年以降の分

ア 避難費用（交通費）	1万3600円
イ 避難費用（宿泊費）	6000円
ウ 一時帰宅費用	70万4000円
エ 帰還費用（引越費用）	25万0000円
オ 帰還費用（交通費）	2万7200円
カ 帰還費用（宿泊費）	1万2000円
キ 家財道具購入費用	7万5000円
ク 避難雑費	92万0000円

2 期間

- (1) につき、平成23年3月11日から平成23年12月31日まで
- (2) ア及びイにつき、平成24年7月29日
- (2) ウにつき、平成24年8月1日から平成27年3月31日まで

(2) エ、オ及びカにつき、平成30年3月30日

(2) キにつき、平成24年8月1日から平成27年3月31日まで

(2) クにつき、平成24年7月1日から平成27年3月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、合計金381万2700円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の金員のうち、金180万円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年2月22日

(仲介委員 清水 貴行)